

●香川県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年香川県告示第550号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 施行者の名称
まんのう町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画公園事業 5・5・501 満濃町総合公園
- 3 事業施行期間
平成14年8月20日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし